

法定外公共物用途廃止申請に必要な添付書類

◆ 法定外公共物用途廃止申請書

- ① 申請者住所・氏名欄は申請者が自書のこと
- ② 申請者は、用途廃止する土地に接する土地の所有者のみとする
- ③ 土地の所有者に共有者がある場合、申請人は共有者全員とする
- ④ 印は認印可
- ⑤ 申請書の提出部数は2部（正本・副本）
（副本は写し可）

(1) 位置図

- ① 申請地周辺の目標物を含んだ都市計画図等

(2) 公図

- ① 法務局の発行した原本（写し可）を1部
- ② 下記事項を記入（記入できない場合、別紙可）した図面を1部
 - ア 申請地及び申請者の一体利用地に隣接する土地の所有者
 - イ 水路については流水方向を⇒印で表示
 - ウ 着色の例示

申請者の一体利用地	・・・・・・・・赤線で囲う
存続する	道路敷・・・・・・・・赤色
〃	水路敷・・・・・・・・青色
廃止しようとする	道路敷・・・・・・・・黄色
〃	水路敷・・・・・・・・緑色
付替えした	道路敷・・・・・・・・赤色斜線
〃	水路敷・・・・・・・・青色斜線

凡例として記入

(3) 土地所有者一覧表

- ① 申請者の一体利用地に隣接する土地について、所在、地番、地目、地積、所有者、原因を一覧表に記入

(4) 実測平面図

- ① 縮尺は適宜
 - ② 現況写真撮影方向の記入
 - ③ 公図の写しと同様に着色・凡例記入（利用状況に着色）
 - ④ 求積（別添の地積測量図も可）
- (5) 土地明細書
- ① 譲与又は交換したい土地がある場合のみ添付する
 - ② 譲与とは、岡崎市財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例第4条第3号に該当する代替施設の土地について記入
 - ③ 交換とは、道路法及び河川法等が適用される公共用財産と一体的に利用されている土地（市道内にある民有地等）で、あらかじめ市担当者に市が取得する意思があることを確認したものについて記入
- (6) 同意書
- ① 隣接地所有者用
 - ア 土地の所在等を記入の上、利害関係人の署名（自書）を依頼すること
 - イ 共有者がある場合は、代表者のみで同意する場合「共有者代表」「相続人代表」等の肩書きを自書すること
 - ウ 印は認印可
 - エ 利害関係人
 - ・機能喪失した公共物のすべてを用途廃止する場合
用途廃止する部分に接する所有者
 - ・機能喪失した公共物の一部を用途廃止する場合
機能喪失した公共物に接する者のうち、市の担当者が必要とする範囲の所有者
 - オ 隣接地所有者に申請の内容を説明したうえで署名、押印を依頼すること
 - ② 総代等用
 - ア 印は役職印とする
 - イ 水路敷の場合は地元生産組合長の同意が必要
 - ウ 総代又は生産組合長に申請の内容を説明したうえで署名、押印を依頼すること
- (7) 現況写真
- ① 当該申請土地を赤等で明示
 - ② 付替道・水路敷のある場合は、現道（又は水路）との取付状況等の明確なもの

- (8) 暴力団、暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者に該当しないことの誓約書
- ① 岡崎市暴力団排除条例に基づき、内容を確認したうえで記名・押印すること
 - ② 印は認印可
- (9) 委任状（用途廃止部分の評価額算出のため）
- (10) 委任状（表題登記、分筆登記を行うため）
- ① 表示又は分筆登記があるとき提出する（決裁用と提出用の2部）
 - ② 受任者は、表示又は分筆登記を行う土地家屋調査士を記入
 - ③ 分筆登記の場合は、様式の文中の「表題登記」を「分筆登記」に変更
 - ④ 登記地目については、法務局と打合せすること
 - ⑤ 表示又は分筆登記の費用は申請